

自殺統計原票の記入要領について

平成18年12月27日
例規（生総、捜一、情管）第65号
警察本部長

〔沿革〕平成21年2月例規（生総）第6号
平成22年9月例規（生総）第44号
平成28年3月例規（警）第16号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成19年1月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、自殺統計原票の作成要領について（昭和54年例規（防、捜一、総）第22号）は、廃止する。

別添

自殺統計原票の記入要領

第1 署の処理

1 自殺統計原票の作成

- (1) 検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）による検視又は死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）による見分を行った死体について、その死亡原因が自殺であることが判明したときは、刑事課長（刑事第一課長を含む。）は、その旨を生活安全課長に即報するものとする。
- (2) 自殺統計原票（別記様式第1号。以下「原票」という。）は、検視又は見分を行った警察官が、検視又は見分終了後速やかに自殺統計原票作成要領（別表）に基づき作成し、刑事課長又は刑事生活安全課長が署長に報告するものとする。

2 原票の審査及び送付

- (1) 署長は、刑事課長又は刑事生活安全課長を原票審査責任者に指定し、原票の記入内容の審査に当たらせるものとする。また、刑事課長は、審査が終了した原票を生活安全課長に引き継ぐものとする。
- (2) 署長は、審査が終了した原票を生活安全部子ども女性安全対策課長（以下「子ども女性安全対策課長」という。）にその都度送付するとともに、自殺統計原票管理簿（別記様式第2号）を備え付け、その処理経過を明らかにし、翌年末まで保存しておくものとする。

第2 県本部の処理

- 1 子ども女性安全対策課長は、課員の中から原票審査責任者を指定し、署長から送付された原票の記入内容の再審査に当たらせるものとする。
- 2 子ども女性安全対策課長は、再審査を終了した原票の情報を速やかに自殺統計ファイルに登録するとともに、自殺統計原票受理簿（別記様式第3号）を備え付け、その処理経過を明らかにしておくものとする。
- 3 子ども女性安全対策課長は、原票及び自殺統計原票受理簿を翌年末まで保存して

おくものとする。

第3 原票の作成及び審査上の留意事項

- 1 原票は、検視又は見分及び死体に関する通常の捜査の結果判明した事項の範囲内において作成すること。
- 2 原票の作成に当たっては、自殺者又はその遺族の名誉、人権等に関し、無用の紛議が生じることのないよう配慮すること。
- 3 原票の審査及び再審査については、自殺者の年齢と職業との関係、自殺の場所と手段の関係等、各調査項目相互間に矛盾がないかどうかを確認すること。
- 4 原票の作成に必要な教養については、自殺統計原票作成要領に基づき、十分に行うこと。

以下別記等省略